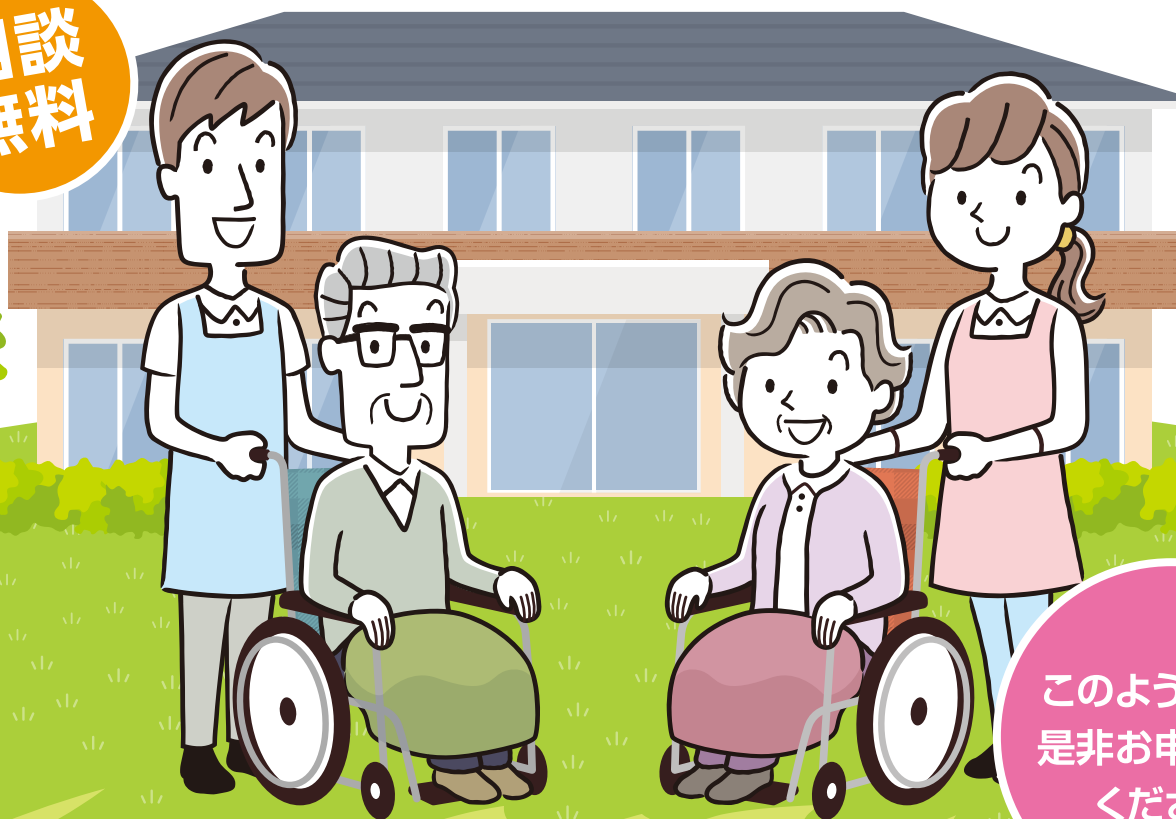


介護職員処遇改善加算等 取得促進支援事業

職場環境を改善して処遇改善加算を取得することにより、
従業員の給与アップにつなげ、人材の採用と定着を図りましょう。

旧3加算(処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算)は
令和6年6月に一本化され、名称も「介護職員等処遇改善加算」になりました。
長崎県社会保険労務士会では、長崎県からの委託を受けて、介護保険サービス事業所様や
障害福祉サービス事業所様が、新たに創設された「介護職員等処遇改善加算」への
移行や取得ができるよう、専門家による支援を行っています。

相談
無料



このような時は
是非お申し込み
ください。

人材確保のために従業員の処遇改善を図りたい

介護職員等処遇改善加算が取得できる就業規則や賃金規程を整備したい

新加算への移行に必要な要件について相談したい

キャリアパス要件についてアドバイスがほしい

長崎県社会保険労務士会に所属する専門家(社会保険労務士)が事業所様を訪問し、無料でお手伝いをいたします。
これまでも多数の事業所様が本事業を活用して処遇改善加算を取得しておられます。



1. 処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和6年6月～）

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、令和6年6月から、旧3加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算）の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行った。

※一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。
また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

加算率(※)		既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等(※)	
24.5% 22.4% 18.2% 14.5%	新加算（介護職員等処遇改善加算）	I	新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと ● 経験・技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a 処遇改善加算(Ⅰ)13.7% b 特定処遇加算(Ⅰ) 6.3% c ベースアップ等支援加算 2.4%	新加算の趣旨 事業所内の経験・技能のある職員を充実
		II	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと ● 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ● 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ● ダブルアップことの配分ルール【撤廃】	a 処遇改善加算(Ⅰ)13.7% b 特定処遇加算(Ⅱ) 4.2% c ベースアップ等支援加算 2.4%	新加算の趣旨 総合的な職場環境改善による職員の定着促進
		III	新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと ● 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a 処遇改善加算(Ⅰ)13.7% b 特定処遇加算(Ⅰ) 0.0% c ベースアップ等支援加算 2.4%	新加算の趣旨 資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
		IV	● 新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ● 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ● 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a 処遇改善加算(Ⅱ)10.0% b 特定処遇加算(Ⅰ) 0.0% c ベースアップ等支援加算 2.4%	新加算の趣旨 介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

2. 処遇改善加算の取得要件について（令和7年度）

加算Ⅰ 加算Ⅱ 加算Ⅲ 加算Ⅳ	キャリアパス要件Ⅴ （介護福祉士の配置等）	
	キャリアパス要件Ⅳ （改善後440万円以上が一人）	
	キャリアパス要件Ⅲ （昇給の仕組み）	
	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ （任用要件・賃金体系、研修等の実施）	
	職場環境等要件	
	月額賃金改善要件Ⅰ （加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金で配分）	

440万円以上の賃上げが困難である場合は**免除**

申請時点で未対応であっても、令和7年度中(令和8年3月末まで)に対応することの**誓約**で可

「介護(障害福祉)人材確保・職場環境改善等事業」を申請している場合は**免除**

3. 新加算を算定するためには以下3種類の要件を満たすことが必要

1 キャリアパス要件

I～Ⅲは根拠規程を書面で整備の上全ての介護職員に周知が必要

キャリアパス要件I～Ⅲまでについて、令和7年度の取得を誓約した場合は要件を満たしたものとされます。

新加算 I～Ⅳ

キャリアパス要件I 任用要件・賃金体系

介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

I～Ⅳ

キャリアパス要件Ⅱ 研修の実施等

介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。

- a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
- b 資格取得のための支援(勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等)

I～Ⅲ

キャリアパス要件Ⅲ 昇給の仕組み

介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。

- a 経験に応じて昇給する仕組み
- b 資格等に応じて昇給する仕組み
- c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

I・Ⅱ

キャリアパス要件Ⅳ 改善後の賃金額

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

 440万円以上の賃上げが困難である場合は免除

I

キャリアパス要件Ⅴ 介護福祉士等の配置

サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

※サービス類型ごとに届出が必要な加算あり。

2 月額賃金改善要件

I～Ⅳ

月額賃金改善要件I

新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の改善に充てる。



現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合があります。(賃金総額は一定のままで可)

I～Ⅳ

令和7年3月時点で加算Ⅴを算定していた事業所のみ。

月額賃金改善要件Ⅱ

前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善(月給の引上げ)を行う。



新加算I～Ⅳへの移行に伴い、現行ベア加算相当が新たに増える場合、新たに増えた加算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当の新たな引上げを行う必要があります。

※新加算(I～Ⅴ)では、加算による賃金改善の職種間配分ルールを統一します。介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしますが、事業所内で柔軟な配分を認めます。

3 職場環境等要件

賃金改善以外の処遇改善(職場環境の改善など)の取組みを実施すること。

職場環境等要件について、令和7年度中の整備を誓約した場合は要件を満たしたものとされます。

介護(障害福祉)人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和7年度における職場環境要件を満たしたものとされます。

I・Ⅱ

6の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち一部は必須)取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

Ⅲ・Ⅳ

6の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)取り組む。

生活・業務改善

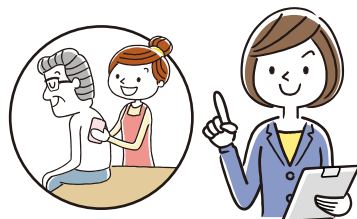
- ✓ 両立支援、多様な働き方の推進
- ✓ 生産性向上のための業務改善の取組み
- ✓ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ✓ 腰痛を含む心身の健康管理
- ✓ やりがい、働きがいの醸成
- ✓ 入職促進に向けた取組み

お申込みの流れ

- 1 事業所様からのお問合せ・支援申込み
- 2 支援申込みの受付(長崎県社会保険労務士会)
- 3 担当する専門家を決定し、事業所様へ連絡いたします

(訪問日時の調整や必要事項を伺います)

訪問による支援は3回まで可能です。



訪問 1回目

- 相談内容の確認
- 現状の把握・要件の整理
- 必要書類等のアドバイス



訪問 2回目

- 計画書類等の制作補助・指導
- 確認事項の査収・確認
- 取得区分の決定



訪問 3回目

- 確認事項整理
- 書類等の実務指導・最終確認

◎訪問による支援は長崎県の委託事業として実施しますので事業所様の費用負担はありません。なお、予算上限に達し次第、終了となります。
 ◎アドバイザーは雇用管理・労務管理の専門家である社会保険労務士です。
 ◎障害福祉サービス事業所については、中核市(長崎市・佐世保市)の所在事業所を除く事業所が対象となります。

申込書 この用紙を使用し、FAX またはメールにてお申込みください。

事業所	ふりがな		
	(法人名)		
	ふりがな		
	(事業所名)		
住 所	〒		
連絡先 (電話番号)		区 分	☐ 介護保険 ☐ 障害福祉
担当者名	ふりがな	従業員数	介護職員等 人
			その他 人
相談内容 ご要望等			
これまでに当事業による支援を申込んだことはありますか？ ☐ ある ☐ はじめて			
処遇改善加算の取得状況を教えてください。 ☐ 加算Ⅰ ☐ 加算Ⅱ ☐ 加算Ⅲ ☐ 加算Ⅳ ☐ なし			

申込書送り先 **FAX** 095-821-2515 **メール** sr-kaigo@sr-nagasaki.or.jp

お申込み・お問合せ



長崎県社会保険労務士会
 〒850-0027 長崎市橘屋町50-1 杉本ビル3階B
TEL.095-821-4454

県担当課

介護保険サービス関係
 長寿社会課
 障害福祉サービス関係
 障害福祉課

TEL.095-895-2431
TEL.095-895-2455